

処 分 基 準 (案)

令和元年12月14日作成

法 令 名 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 : 第7条第1項
処 分 の 概 要 : 自動車運転代行業の認定の取消し
原権者 (委任先) : 高知県公安委員会
法 令 の 定 め : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・ 第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件) ・ 第4条(認定)
処 分 基 準 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先 : 警察署、警察本部交通部交通企画課 (電話 088-826-0110)
備 考 :

処 分 基 準（案）

令和元年12月14日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第24条第1項
処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件) ・第4条(認定) ・第5条第3項(認定拒否の通知) ・第7条第1項(認定の取消し)
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-826-0110）
備 考：

処 分 基 準（案）

令和元年12月14日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第25条第2項第3号
処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件) ・第4条(認定) ・第5条第3項(認定拒否の通知) ・第7条第1項(認定の取消し)
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-826-0110）
備 考：